

社会医療法人 愛育会

福田病院

特別養子縁組部門

第三者評価 結果報告書

(養子縁組民間あっせん機関 2024年度)

2024年7月18日(木)	契約・評価開始
2025年3月18日(火)	評価結果報告

□ 総評	p.1
□ 評価項目別	
Ⅰ. 養子縁組のあっせん・相談支援の基本方針と組織 (no.1-6)	p.3
Ⅱ. 民間あっせん機関の運営管理 (no.7-16)	p.5
Ⅲ. 適切な養子縁組のあっせん・相談支援の実施	
1. 児童の最善の利益の尊重 (no.17-33)	p.9
2. 養子縁組のあっせん及び相談支援の質の確保 (no.34-44)	p.16

継続的改善応援企業



第三者評価機関 (指定番号0102-01)

株式会社IMSジャパン

<http://www.imsjapan.info/>

本社 〒259-1137神奈川県伊勢原市笠窪449-9 TEL : 0463-94-3181 FAX : 0463-94-3251

東京事務所 〒104-0061東京都中央区銀座1-3-3 G1ビル7階 TEL : 03-5843-0903

2024年度 第三者評価結果報告書

①民間あっせん機関名

社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門

②第三者評価実施機関名

株式会社IMSジャパン

③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	2024年7月18日(木)
評価実施期間 評価結果報告日	2025年3月18日(火)

④総評

<特に評価が高い点>

【1】 実親の安全・安心な出産を支える医療体制を整備し、実親に徹底して寄り添いながら自己決定をサポートしています

当院は産婦人科病院内にあるあっせん機関として、実親に対し安全で安心な出産と医療の提供を実現しています。妊婦健診のたびに社会福祉士や助産師、公認心理師などが実親と面会し、一人一人に合った社会資源や情報提供を行い、揺れ動く気持ちを尊重しながら心身をサポートしています。ケースによっては居所提供を行い、出産までの期間中、秘匿性が保たれた長期滞在可能な個室で支援をしています。出産に向け、本人と一緒にバースプランを立て、母子同室の希望や母乳育児の希望など、実親の気持ちに寄り添いながら共に考えています。妊娠中の気持ちや、家族・赤ちゃんへの思いを文字に残し、感情を整理するサポートも行っています。出産後は、実親が赤ちゃん個室で過ごし、家族も同室で滞在しながら、静かな環境の中で家族や専門職と共に、子どもとの未来について熟考できるような環境を提供しています。特別養子縁組に関する同意・不同意の確認は、退院後自宅に帰り、冷静になった状態で自己決定できる時間を設け、複数の職員が丁寧に意思の確認を行っています。その際、承諾撤回についても書面を渡し十分に説明をしています。児童の権利に関する条約に基づき、実親による養育の可能性を十分に模索しながら、徹底して寄り添うことで自己決定をサポートしています。

【2】 院内外の英知を結集して支援方針の検討を行い、児童の最善の利益を揺るぎない指針としてソーシャルワークを実践しています

当院は社会医療法人として、病院全体を母子サポートセンターと位置づけ、全職員が母子サポーターとして児童の健全育成および児童虐待予防に取り組んでいます。縁組について中核を担う「特別養子縁組等審議委員会」(審議委員会)は、すべてのプロセスにおいて重要な役割を果たしています。審議委員会には、母子サポートルームに所属する社会福祉士や助産師に加え、産婦人科医である理事長・病院長、小児科医、監事(助産師)、看護部長、事務局長など、院内の幹部や多職種が参画しています。さらに、外部有識者として、里親支援の専門家、乳児院施設長、弁護士、児童相談所の管理職なども加わり、多角的な視点からアセスメントを実施しています。情報収集と審議を重ねながら、実親やその家族、子どもが活用できる制度や社会資源、関係機関との連携、養親希望者の適性などについて、それぞれの専門的知見から活発に意見を交わすなど、各職種の専門性を生かしながら支援方針を検討しています。すべての審議において「児童の最善の利益」を揺るぎない指針とし、院内外の英知を結集して質の高いソーシャルワークを実践しています。

【3】 母子サポートルーム内のスタッフは業務を分担しながら密に情報を共有し、連携して支援を行っています

特別養子縁組部門を有する母子サポートルームには8名のスタッフが在籍し、業務を分担しながら密に情報を共有し、連携を図っています。社会福祉士、助産師、保健師が協働し、妊産婦や乳児に関する幅広い相談に対応しています。未婚やひとり親、精神的な課題、経済的な課題など、配慮が必要な妊産婦一人一人をアセスメントし、状況に応じた社会資源の活用や情報提供、見守りを行っています。アセスメントに「養子縁組希望」という項目を設定し、ニーズを把握しています。現場におけるケースの検討は、毎日の朝礼を、カンファレンスの機会として活用し、母子サポートルームのスタッフと公認心理師、新生児センターの看護師などが集まり共有・検討を行っています。毎週の個別ケース検討会に加え、ケースが新たに発生した際には母子サポートルーム受理会議を行っています。さらに、母子サポートルームは、職員同士が見渡せる機のレイアウトになっており、日常業務の中で自然に情報を共有できる空間が整っています。このように各ケースについて顔を合わせて検討する機会や風通しのよい職場環境により、迅速な共有が可能となっています。さまざまな専門性を持ったスタッフがしっかり情報を共有しながら連携し、支援を行っています。

<改善が求められる点>

【1】 ロールプレイングやケースメソッド等の手法を活用することで、あっせんの現場で学ぶ機会の少なさを克服していくとよいと思われま

当院には優れた業務方法書があり、職員はそれを読んで学ぶことができますし、毎日のカンファレンス(朝礼)や毎週の個別ケース検討会等の機会を通して生きたケースを基に具体的に学ぶこともできます。毎月開催される審議委員会に出席することで、専門家の考え方や対応手順、多機関連携のあり方を肌で感じることもできます。

しかし、実際にあっせんの現場を経験できる機会はそれほど多くはありません。さらに実親や養親希望者等への配慮や距離的な制約を考えると、多数の職員が同行することは難しく、先輩の背中を見て学ぶ方法には限界がありそうです。現場では臨機応変な判断や対応が必要となり、必ずしもマニュアル通りには進まないこともあります。そのため、柔軟な対応力を身につけるには、現場で学ぶのが最も効果的です。

この弱みを克服するには、ロールプレイングやケースメソッド等の手法を使って、皆で意見交換をしながら一緒に考える方法が適していると思われま

【2】 母子サポートセンターや養子縁組あっせん機関の業務内容について、院内での認知度を向上させる取り組みを進めていくとよいでしょう

当院の母子サポートセンターが担う業務は非常に尊く、この活動によって救われた命や、精神的な安定を得た妊婦、安定した生活を取り戻した家族は数多くいることでし

しかし、母子サポートセンターや特別養子縁組あっせん事業の活動内容は、病院内でもまだ十分に認識されていないようです。これは、非常に残念なことです。なぜなら、病院全体で認知が広がることで、院内の連携がより強化され、患者だけにとどまらず、社会全体にとっても有益であると考えられるから

例えば、古くなった母子サポートブックの内容を改訂し、その発行を機に病院スタッフ全員を対象としたセミナーを開くというのは一つの方法だと思われま

【3】 業務方法書の内容を丁寧に解説する場を設けるとともに、年に1回は実際の手順との間に乖離がないかを確認するとよいでしょう

当院の特別養子縁組あっせん事業には優れた業務方法書があります。やるべき事柄が漏れなく順序良く明示されている上、内容も具体的で実践マニュアルとしてそのまま活用できるものとなっています。職員はこれをテキストブックとして読んで学習し、分からないことがあったときに見返すことも

しかし、改訂後の業務方法書をきちんと解説する機会はずっとおらず、職員がそれぞれ読み込むことになっているようです。確かに自分で読めば分かるのですが、それぞれが間違っ

また、1年に1回は、実際の手順と業務方法書との間に乖離がないかをチェックし、乖離があればどちらかを合わせていく必要があると思われま

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】 a: 評価項目の事項が適切に実施されている。 b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。 c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	<p>評価ランク</p>	<p>評価の理由</p> <p>※評価の理由</p>	<p>特に評価が高い点</p> <p>※良い取組み事例等</p>	<p>改善が求められる点</p> <p>※改善が必要だと思う事項及びその改善方法に関する提案等 ※「b」「c」の場合には、必ず記入</p>
<p>No.1 I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。</p>	<p>a</p>	<p>・業務方法書が整備されていて、あっせん機関が踏まえるべき項目は漏れなく記載され、それぞれがしっかり解説されています。解説は具体的でとても分かりやすいものとなっています。</p> <p>・ホームページには、特別養子縁組について厚生労働省のリーフレットを基に解説するとともに、当院が「養子縁組あっせん事業許可証」を何年何月に市長から受領していることを記載して、問い合わせをしたい人に安心感を与えています。そして、特別養子縁組あっせん事業の基本方針を掲載するとともに、「児童の権利に関する条約」や国の法令等の関連から事業の方針としてどのようなことを据えるべきかを分かりやすく説明しています。</p> <p>・基本方針はパンフレット等にも記載し、実親や養親希望者に配布・説明しています。</p>	<p>・しっかりとした業務方法書が整備されています。あっせん機関が踏まえるべき項目は漏れなく記載され、それぞれに解説が施されています。解説は具体的でとても分かりやすいものとなっています。</p>	
<p>No.2 I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。</p>	<p>b</p>	<p>・事業計画書では、基本方針を実現させるために機関としてどういう姿勢で臨むかを明確にしています。また、その基本方針を実現するために今年度取り組むべきことを具体的に示しています。</p> <p>・3か年の「中長期計画」が立てられていて、各年度ごとに取り組むべきことを明示しています。そのため単年度の事業計画と連動がしやすいものと思われます。</p>		<p>・事業計画の中では、経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析までは行われていないようです。</p> <p>・収支計画に関する事項は、事業計画内には見当たらないように見受けられます。</p>

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.3 I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	<input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	b	<p>・年度末に事業計画の総括を行い、その結果を基に次期計画を策定します。次期計画は総括で出てきた皆の意見を基に、養子縁組あっせん責任者が中心となって策定しています。策定後は職員に回覧して承認をとります。</p> <p>・計画の推進にあたっては、毎月の職員会議等で進捗を確認しながら進めています。</p>		<p>・計画を策定する際には、皆で集まって話し合いたいと責任者は考えていますが、実際には皆が集まる機会をつくることできませんでした。</p> <p>・中間総括等は実施しておらず、期の途中で事業計画の見直しを行うことはしていません。</p>
	<input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。				
	<input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。				
No.4 I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。	a	<p>・事業計画の内容は、年度初めの職員会議で全体に説明しています。</p> <p>・事業計画の内容を簡潔にまとめたものをホームページに掲載し、実親や養親希望者等に知らせています。</p> <p>・特別養子縁組あっせん事業を説明するパンフレットに事業計画の内容を簡潔にまとめたものを掲載し、実親や養親希望者等への説明会のときなどに配布・説明しています。</p>		
	<input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。				
	<input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。				
No.5 I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	<input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。	a	<p>・あっせんの相談・支援の質の向上のため、ケース検討会議やカンファレンスを頻繁に開催し、振り返る機会、改善する機会をつくっています。</p> <p>・第三者評価項目を使った自己評価を毎年実施し、その結果を基に皆で話し合いをするなどしています。</p> <p>・年1回養親による「家族の集い」を実施していて、その案内を出す時にアンケートを同封して、家族の意見・要望等を確認しています。</p>	<p>・朝礼時に毎日実施するカンファレンスや毎週のケース会議など、振り返る機会を多く持って取り組みの見直し・改善につなげています。PDCAサイクルを意識して支援の質の向上を図っています。</p>	
	<input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.6 I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	<input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。	a	<p>・第三者評価項目を使った自己評価結果を基に母子サポートルームの全職員で話し合いの場を持ち、自分たちの課題について共有を図りました。各職員ごとの自己評価結果を比較し、認識の違いが大きい項目について原因を探り、改善策を講じました。</p> <p>・事業計画では、「『第三者評価基準および受審結果』及び『自己評価』を踏まえた(業務方法書の)改訂」を事業計画の項目の中に入れ込み、年間計画に位置付けて取り組んでいます。</p>		
	<input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。				
	<input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。				
	<input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。				
No.7 II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。	a	<p>・基本方針は業務方法書において詳しく解説されていて、その基本方針を実現させるために機関としてどういう姿勢で臨むかを事業計画書に明示しています。事業計画の内容は、年度初めの職員会議で全体に説明しています。</p> <p>・あっせん責任者の役割と責任は業務分担表に明示していて、新しく入って来た職員にはオリエンテーションの際に組織図ともども説明しています。</p>		
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。				
No.8 II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。	a	<p>・養子縁組あっせん責任者は、責任者が受講すべき研修に毎年参加しています。国が発信する通達等は必ず目を通すとともに、当院が所属する「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)」の会議に出席したり、国や県のホームページは随時確認するようにして最新情報を入手しています。</p> <p>・あっせん業務に携わる全ての職員が、養子縁組民間あっせん機関職員研修に毎年参加しています。</p>		
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。				

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.9 II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。</p>	a	<p>・あっせん責任者は、「母子サポートルーム特別養子縁組部門人材育成基準」を整備し、階層別にどのような知識・経験を身につけるべきか、そのためのどのテキストを使って学びどのような研修に参加すべきかを明確にし全体に周知しました。</p> <p>・相談支援の質の現状については、毎年第三者評価項目を使った自己評価を実施し、全職員分を集計して確認するとともに、皆で話し合って分析し必要に応じて改善等を進めます。</p> <p>・新入職員に対しては、あっせん責任者が相談支援についての個別研修を実施しています。</p>	<p>・「人材育成基準」を整備し、階層別にどのような知識・経験を身につけるべきか、そのために、どのテキストを使って学びどのような研修に参加すべきかを明確にしています。</p>	
<p>No.10 II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)</p>	a	<p>・社会福祉士や助産師、看護師、保健師、公認心理師・臨床心理士など多様な人材を確保しているほか、必要に応じて病院内の他部門とも連携して多様なケースに対応できる体制を築いています。</p> <p>・職員一人一人の育成に向けたスーパーバイズはあっせん責任者が個別に応じているほか、毎日の朝礼でのカンファレンスや毎週のケース検討会、母子サポートセンターケース検討会議等でさまざまなメンバーからアドバイスをもらうことができます。さらには、月1回の特別養子縁組等審議委員会(以下「審議委員会」という)において、地域の各種専門家から必要な助言をもらうことができます。</p> <p>・「母子サポートルーム特別養子縁組部門人材育成基準」を整備し、階層別にどのような知識・経験を身につけるべきか、そのためにどのテキストを使って学びどのような研修に参加すべきかを明確にしています。</p>	<p>・あっせん責任者からのスーパーバイズのほか、カンファレンスやケース検討会、母子サポートセンターケース検討会議等のさまざまなメンバーからアドバイスをもらうことができます。さらには、月1回の審議委員会において、地域で活躍している各種専門家から必要な助言をもらうこともできます。</p>	

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.11 II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あつせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。</p>	a	<p>・毎日の朝礼でのカンファレンスや毎週のケース検討会など、職員が一人で問題を抱え込むことなく、すぐに相談できるような体制が構築されています。</p> <p>・また、特別養子縁組部門の執務スペースは、職員同士が見渡せる机のレイアウトになっており、日常業務の中で自然に情報を共有できる空間が整っています。何かあればすぐに顔を合わせて検討できる環境がある上、記述式の職員アンケート結果を見ると、職員間で何でも気軽に話ができる風通しのよい職場風土がある様子です。</p>	<p>・毎日の朝礼でのカンファレンスや毎週のケース検討会など、職員が一人で問題を抱え込むのを防ぐ体制が構築されているほか、直ぐに意見交換できる職場環境、相談しやすい組織風土があるようです。</p>	
<p>No.12 II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 金額の根拠や用途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあつせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあつせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項</p>	a	<p>・当院の特別養子縁組あつせん事業は、医療の一環として行っていて、本事業自体をなりわいとするものではなく、利益をあげようとの考えは微塵もありません。したがって、実親や養親希望者等から徴収する手数料も「現に要した額」のみ頂戴し、それ以外は一切受け取らないこととしています。その点は、業務方法書に明記されています。</p> <p>・毎年、収支結果を含む事業報告書を年度終了後2か月以内に市長に宛てて提出しています。</p>	<p>・当院の特別養子縁組あつせん事業は、医療の一環として行っていて、本事業自体をなりわいとするものではなく、利益をあげようとの考えは微塵もありません。手数料も「現に要した額」のみ頂戴し、それ以外は一切受け取らないこととしています。その点は、業務方法書に明記して全職員に周知しています。</p>	

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.13	II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに手数料表と手数料表別表を掲示して根拠を明確にしています。手数料表別表では、具体的な金額が分かっているものについて明記しておおよその費用が分かれます。 ・手数料表や手数料表別表は、実親や養親希望者等の説明会でも配布・説明しています。 ・実親や養親希望者等より手数料を受領した場合は、その都度領収証を発行しています。 ・契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等あっせんにかかわる書類等は、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後から最低5年間は保管しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載している手数料表別表では、具体的な金額が分かっているものについて明記しておおよその費用が計算できます。 	
	<input type="checkbox"/> 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や用途を明らかにしている。※法定事項				
	<input type="checkbox"/> 手数料の金額の根拠や用途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。				
	<input type="checkbox"/> 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。				
No.14	II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに手数料表および手数料表別表を掲載しています。定款については、病院の定款のうち「養子縁組のあっせん事業」に関わる項のみを抜き出して掲載しています。 ・あっせんを中止した場合の費用負担の取り扱いについては業務方法書に明記しています。実親や養親希望者等に対しては、電子メールや書面の交付等により事前に情報提供しています。 ・第三者評価評価結果をホームページ上で公表しています。自己評価結果については、第三者評価を受審した年のみホームページ上に掲載しています。 		
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項				
	<input type="checkbox"/> あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項				
	<input type="checkbox"/> 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項				
No.15	II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん業務を展開していく上で必要となる関係機関・社会資源は、「社会資源」というファイルを作って一覧にし、いつでも利用できるよう事務所に配置しています。 ・養親希望者には、養親希望者の居住地域にはどのような関係機関やサービスがあるのかを伝え、必要があればそうした関係機関・社会資源との間をつないであげるようにしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当院が所属する「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)」は全国に産院のネットワークがあり、居住する地域によってはそうした医療機関のネットワークも活用できることを養親希望者等に伝えています。 	
	<input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。				
	<input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。				
	<input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項				

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.16 II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。</p>	a	<p>・関係機関と連携する場合は、その関係機関に個人情報を含む必要な情報提供する必要があることを実親や養親希望者等へ事前に伝え、同意を得た上で取り組みを進めるようにしています。</p> <p>・養子縁組あっせん事業の業務の一部を関係機関に委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認しています。</p>	<p>・月に1回開催している審議委員会に参加している委員は、地域で活躍している専門家や関係機関の人たちであることが多く、審議委員会で扱ったケースの場合は適切な関係機関の活用を指導してもらえます。</p> <p>・当院は、妊産婦等生活援助事業を請け負っていることに絡んで年に数回程地域の関係機関を集めて意見交換会を行っています。また、要保護児童対策地域協議会に参加して積極的に活動しています。その関係から、地域の関係機関との関係は良好なようです。</p>	
<p>No.17 III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。</p>	a	<p>・基本方針には、「児童の最善の利益の確保」や「生みの親による養育の可能性の模索」が掲げられています。また、「児童はできる限りその父母によって養育される権利を有する」という児童の権利に関する条約の条文を用い、実父母が自ら養育する可能性を十分に模索する必要があることを示しています。</p> <p>・実親用のパンフレットには、3つの選択肢を明示し、養子縁組以外にも選択肢があることについて面会の際に丁寧に伝えています。実親とその家族を含め、子育ての制度などについて具体的に伝えることで実親が熟慮できるように支援しています。一方で、考え方を押し付けないよう配慮することも大切にしています。</p>	<p>・実親やその家族との面接を通じて、養育力や本人を取り巻く環境について多角的にアセスメントを行っています。毎月、関係各署から有識者を招き、審議委員会を開催し、ケースについて協議しています。院内の社会福祉士、助産師、医師、看護師、事務長に加え、外部から里親支援の専門家、乳児院施設長、弁護士、児童相談所の管理職などの有識者を招き、制度の利用や社会資源の活用、関係機関との連携について話し合い、実親による養育の可能性を模索しています。</p>	

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.18 III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。</p>	a	<p>・当院は医療機関であるため、特定妊婦のほか、特別な配慮を必要とする妊婦をアセスメントし、個々の課題に応じた支援につなげています。行政だけでなく民間機関で利用できる制度や事業を洗い出し、情報を提供しています。</p> <p>・できる限り早い段階で、母子手帳の交付や妊婦健診の無料券、出産育児一時金などが使えるように対応するほか、ケースによっては生活保護の利用などについても支援しています。</p> <p>・「特別養子縁組成立までの概要」というフローチャートを用いて、申し込みから成立までの流れを実親や養親希望者に説明しています。このフローチャートには、実親と養親希望者の各手順に加え、公的機関への手続きや里親登録などが含まれ、全体像が一目で分かるようになっています。</p>	<p>・特別な配慮を必要とする妊婦一人一人のケースについて、29項目にわたり課題をアセスメントし、一覧表にまとめています。その中の1つに「養子縁組希望」という項目を設定し、ニーズを把握しています。配慮を必要とする妊婦は当院全体で400名以上にのぼり、一人一人の状況に応じた社会資源の活用や情報提供を行っています。未婚やひとり親、精神的な課題、経済的な課題などが多い状況です。</p> <p>・妊産婦等生活援助事業として、居所提供を行っています。院内外に、長期滞在が可能で、秘匿性が守られる個室を完備しています。</p>	
<p>No.19 III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表現しない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。</p>	a	<p>・実親による自己決定を尊重しています。特別養子縁組を希望するケースについては、まず制度や手続きについて説明を行います。その後、妊婦健診のたびに面会を重ね、特別養子縁組が選択肢の一つであることを伝えるとともに、他の選択肢も提示することで、十分に熟慮できるよう支援しています。</p> <p>・実親用のパンフレットには、①家族やさまざまな機関の人たちの力をかりながら自分で育てる、②自分で育てられるようになるまで施設や里親に預かってもらう、③養子縁組するという3つの選択肢を明示して実親に丁寧に伝えています。</p> <p>・同意は、「実親の特別養子縁組承諾書」に基づき、複数の立会人のもと行います。また、「実親の特別養子縁組誓約書」や「実親の情報提供の同意・希望」、「児童の住民票に係る承諾書」など関連する書類についても一つずつ丁寧に説明をして同意を得ています。</p>	<p>・実親が十分に熟慮できるよう、出産前だけでなく出産後もじっくり考えられる環境を整えています。出産当日から退院まで、実親が赤ちゃんと個室で一緒に過ごせるよう配慮しています。個室には、家族も滞在できるようソファや風呂、トイレなどを完備し、静かな環境の中で家族やスタッフとともに考えられるようにしています。</p> <p>・さらに、退院後に自宅へ戻ってから意思決定ができるよう配慮しています。子どもと一旦離れ、自宅で冷静になって考える時間を設け、承諾・不承諾について確認します。</p> <p>・承諾書等を受け取った際には、「実親の養子縁組の承諾撤回書」を渡し、裁判所の審判までは撤回できる旨も丁寧に説明しています。</p>	

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.20	III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・電話やメールを通じて、養親希望者からの問い合わせが寄せられます。これらの問い合わせに対し、当院の方針を伝えるとともに、ホームページと一緒に見ながら、子どものための制度であることや手続き、手数料などについて分かりやすく説明しています。 ・相談支援の開始に向けて、数種類のパンフレットを用意しています。当院と、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)」のパンフレットに基づき、実親や養親希望者に説明しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ・養親希望者が不足していることを課題としています。申し込み時の年令の引き上げや、院内外の不妊治療を行う医療機関にパンフレットを置くなどしています。今後、あんさん協や行政と連携し、説明会の機会を設けていく必要があると考えています。
	<input type="checkbox"/> 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。 <input type="checkbox"/> 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていません。				
No.21	III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・養親希望者やその家族について、丁寧に情報収集しています。書類審査、一次面接・審議委員会、家庭訪問・審議委員会の後、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)」での面接並びに第三者委員会の審議を経て、養親候補者になる手順としています。 ・書類審査では、基本情報のほかに、養子縁組を希望する理由や自らの生い立ち、しつけに対する考え方などについても詳しく記入してもらいます。 ・面接や家庭訪問は、社会福祉士、助産師、公認心理師などの多職種で対応しています。家庭訪問では、同居家族全員から話を聞き、子どもを養育する部屋や危険箇所の確認、ペットの飼育状況や居住空間についても確認しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各段階で収集した情報を審議委員会に諮り、次の段階に進むことになっています。情報収集と審議を繰り返して、養親候補者を選定する仕組みを構築しています。 ・社会福祉士や助産師、公認心理師など各職種がそれぞれの専門性を発揮して情報収集を行っています。助産師は体調や健康面、心理師は生育歴や体罰への考え方、社会福祉士は養育方針や住居、家族の協力、地域の子育てサービスなどの情報を収集しています。 	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。 <input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧にやっている。				
No.22	III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・各段階において、社会福祉士や助産師、公認心理師が複数で関わり対応を行っているほか、全ての審査について第三者の目を入れながら適切に選定を行っています。 ・マッチングについては、院内の審議委員会以外に外部の有識者を交えて行っています。「養親と児童のマッチング審議結果」に記録を残しています。 ・養親候補者の選定については、当院で関わった夫婦を推薦するとともに、状況によっては、あんさん協の全国ネットワークを活用して、協議会全体の養親候補者からも検討できるようになっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日のカンファレンス(朝礼)や毎週の個別ケース検討会、母子サポートセンターケース検討会議、不定期の母子サポートルーム受理会議などで、各ケースについて組織的に検討する機会を、部署内および病院全体で多数設けています。 ・さらに、審議委員会が重要な役割を果たしています。母子サポートルームに所属する社会福祉士や助産師に加え、産婦人科医である理事長・病院長、小児科医、監事(助産師)、看護部長、事務局長など、院内の幹部や多職種が参加して審議を行っています。審議委員会には、外部の有識者として里親支援の専門家、乳児院施設長、弁護士、児童相談所の管理職なども加わり、多角的な視点でアセスメントを行っています。 	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。 <input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.23	III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。	a	・業務方法書の基本方針に「福田病院は国際養子縁組のあっせんを行わない」ことを明示し、国内のあっせんに限定して事業を行っています。		
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項				
No.24	III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	-			
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。				
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。				
No.25	III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	a	<p>・当院は医療機関であり、業務方法書には、「出生後、実親が退院するまでは福田病院の病室において可能な限り実親が児童の育児を行う。実親と児童が同室していない場合は福田病院新生児室にて預かる」と明記し、適切な環境で一時的な養育を行っています。</p> <p>・ケースに応じて児童相談所と連携を図り、乳児院を利用する手立てがあります。</p>	<p>・実親出産後は、母子やその家族と一緒に過ごせるよう、当院の個室で対応しています。「実親出産後支援計画」を個々に作成し、計画に基づき、母子を支援しています。実親と一緒にバスプランを作成し、支援内容を共有しています。</p> <p>・実親が退院した後の一時的な養育は、新生児室で行っています。早産や帝王切開などのケースは、新生児センター(NICU)で子どもを養育するなど、医療的ケアが充実しています。</p> <p>・新生児室では、出自の記録としてアルバムを作成し、実親または養親候補者に渡せるようにしています。</p>	
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。				
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。				
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。				
	<input type="checkbox"/> 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。				
No.26	III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。	a	<p>・養親候補者による子どもの養育の開始に関する手続きが一カ月以内に行われるように、事前に行政窓口、社会福祉士から連絡を入れています。手続きに不慣れな自治体もあることから、事前に連絡を入れることでスムーズに手続きが進むよう努めています。</p> <p>・養親候補者には、「養親養育開始後支援計画」を渡し、連携先の関係機関を伝えています。また、養親候補者に行ってほしい手続きを一覧にして渡しているほか、今後の面接や家庭訪問のスケジュールなどについても伝えています。</p>	<p>・妊娠中、出生時、出生後の実親や子どもの様子を親子健康手帳をもとに、養親候補者に説明しています。反り返りや身体の緊張が強いなど赤ちゃんの健康面で気になる事項があれば、養親候補者に丁寧に説明しています。</p>	
	<input type="checkbox"/> 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 児童の養育のために把握しておくべき必要情報が明確になっている。				
	<input type="checkbox"/> 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。				
	<input type="checkbox"/> 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分にしている。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.27	III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。	a	<p>・養親候補者による養育開始から成立までの間、毎月担当者が電話やメールで連絡をしています。困っていることや、子どもの健康診断、予防接種、地域の児童相談所や保健センターとの関わり、家庭裁判所への申立、他の家族とのかかわりなどについても確認し、安心して養育に携わることができるように支援しています。</p> <p>・養育開始から成立までの間、1回以上の家庭訪問を行っています。家庭訪問では、子どもの発達状況や生活環境の確認を行っています。家庭訪問は、養親希望者の時、養育開始時、成立時、成立後と、3～4回程度実施しています。社会福祉士を中心に、助産師や公認心理師などが加わり、複数で対応しています。</p>		
	<input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。				
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。				
	<input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。				
<input type="checkbox"/> 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。					
No.28	III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。	a	<p>・家庭裁判所への申立については、院内で実施する3～5日間の育児トレーニングプログラムにおいて、書類作成の時間を設け、見本を渡して説明しています。申立の前に一度当院で申立書類を確認し、必要に応じて助言を行っています。</p>		
	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。				
No.29	III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。	-	<p>・養子縁組成立前養育が中止された場合の支援について、「児童の保護を適切に行う」ことを業務方法書に明記しています。</p> <p>・養子縁組成立前養育が中止されたケースは今までありません。</p>		
	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項				

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.30 III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせん優先するなどには行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧に行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。</p>	-			
<p>No.31 III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	a	<p>・養子縁組成立後、6カ月以内に家庭訪問をすることとしています。家庭訪問は社会福祉士や保健師、公認心理師の2～3名で行い、子どもの成長や予防接種の確認、健康診断の記録や母子手帳の確認などを行い、近況を聞いています。</p> <p>・子どもの誕生日や入学時、クリスマスなどにカードを郵送するほか、発達が気になるケースや真実告知に関して、継続的に助言できるよう関係性の維持に努めています。子どもからお礼の電話がかかってくることもあるようです。</p> <p>・年1回、養親による「家族の集い」を実施しています。保育士による手遊びや紙芝居などのほか、助産師が絵本を使ってプライベートゾーンの話テーマにするなど、毎年趣向を凝らしています。お話の後には、飲み物やケーキを提供し、交流会を催しています。</p>		

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.32 III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。</p>	a	<p>・養親が必要な時に相談できるよう、関係の維持に努めています。相談は、電話やメール、SNSなどで受け付けています。</p> <p>・「家族の集い」の案内は養親全員に送付し、出欠確認とともに、困っていることがないかどうかを記入する欄を設け、記入内容に基づいて支援につなげています。集いに参加できなかった家族には、実施報告を郵送しています。</p> <p>・養親の居住地を管轄する自治体との連携は、困難を極めることがあるため、自治体担当者に法令や制度、他の自治体の事例などを丁寧に説明しながら、養親をサポートしています。</p> <p>・子どもから、出自について知りたいという依頼があった場合は、審議委員会で内外の有識者の意見を聞きながら対応を決定する手順としています。</p>	<p>・将来的に出自を子どもに伝えられるよう、子ども用のファイルに情報をまとめています。出生届の控えや、出産時に実母と一緒に過ごしたときの写真、ネームバンド、生みの親が書いた名前のエピソードや子どもへのメッセージなども一緒に保管しています。愛されて生まれてきたことを子どもに伝えるため、生みの親に必要な情報の提供を依頼しています。</p>	
<p>No.33 III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	a	<p>・実親への支援は、養子縁組成立前から継続的に行っています。「実親出産後支援計画」を個々に作成し、出産後のスケジュールや他機関との連携、行政手続き、面接について案内しています。</p> <p>・当院は医療機関であるため、退院後には、1週間健診、産褥1カ月健診を実施しています。産褥1カ月健診では、振り返り面接を行い、その後の連絡手段について確認しています。また、産後うつを調べるアンケートを行い、公認心理師と面接をする機会を設けています。</p> <p>・成立後には年に2回程度、当院から連絡することを伝えています。関係機関との連携では、自治体に養子縁組の同意を報告することや、必要に応じて保健センターに産褥訪問を依頼すること、児童相談所へ支援を依頼することなどについて伝えています。</p>		

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.34 III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の質が異ならないよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。</p>	b	<p>・業務方法書が整備されていて、あっせん機関が踏まえるべき項目は漏れなく記載され、それぞれがしっかり解説されています。解説は具体的でも分かりやすいものとなっています。これを読めば、当院の相談支援の標準的な実施手順、留意点等がよく分かります。内容も具体的でそのまま実践マニュアルとして活用できるものとなっています。</p> <p>・職員に対しては、業務方法書を配布した上で、必読書に指定して必ず目を通すよう伝えていきます。また、毎朝のカンファレンス等で業務の手順を皆と一緒に確認しています。</p> <p>・あっせん・相談支援の手順や方法は手続きのフロー図や成立までの概要を示した図などをつくって実親や養親希望者等に配布・説明しています。それらは業務方法書に基づいて作られています。</p>	<p>・しっかりと業務方法書が整備されています。あっせん機関が踏まえるべき項目は漏れなく記載され、それぞれに解説が施されています。解説は具体的でも分かりやすいものとなっています。</p>	<p>・改定後の業務方法書をきちんと解説する機会はつくっておらず、職員がそれぞれ読み込むことになっているようです。確かに自分で読めば分かるのですが、それぞれが間違った解釈をしてしまうことが無いとも限りません。やはり一度は組織として正式に説明する場を設けた方がよいと思われれます。</p>
<p>No.35 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。</p>	a	<p>・業務方法書の内容は、業務を遂行しながら必要に応じて見直しを行っています。例えば、頻繁に行うカンファレンスやケース検討会等で気づいた点などがあれば、見直しを行うなどしているとのこと。</p> <p>・業務方法書は法令の改正があったときに見直しするほか、3年に1回第三者評価を受審した後に、受審結果を見ながら必要に応じて改訂することとなっています。</p>		<p>・3年に1回は改訂の必要性を確認することとなっていますが、少なくとも年に1回は実際の手順と手順書との間に乖離がないか検証を行い、必要があれば改訂するようにした方がよいと思われれます。</p>
<p>No.36 III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。</p>	a	<p>・養親希望者の申し込みにあたっては、自治体から里親認定を受けていることを前提としています。</p> <p>・養親希望者の適性評価に向け、調査と審査を複数回繰り返し選定を進めています。養親希望者やその家族について、丁寧に情報収集しています。書類審査、一次面接・審議委員会、家庭訪問・審議委員会の後、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)」での面接並びに第三者委員会の審議を経て、養親候補者になる手順としています。</p>	<p>・審議委員会には、母子サポートルームに所属する社会福祉士や助産師に加え、産婦人科医である理事長・病院長、小児科医、監事(助産師)、看護部長、事務局長など院内の幹部や多職種が参加しています。さらに、外部の有識者として、里親支援の専門家、乳児院施設長、弁護士、児童相談所管理職などを交えて多角的な視点から適性評価を行っています。</p> <p>・さらに、あんさん協で行う二次面接や第三者委員会による審議は、協議会役員のほか専門的な知識をもつ第三者を交えて組織的に行っています。子どもの最善の利益に基づく縁組であるか、重層的に検討する仕組みとなっています。</p>	

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.37 III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)</p>	a	<p>・一時間接の時から、真実告知の重要性について理解を促し、しつけや体罰に関する考え方も確認しています。</p> <p>・3日間～5日間の「育児トレーニングプログラム」を個々に立て、養親候補者への宿泊研修を実施しています。この研修は夫婦で出席する決まりとし、座学や実習などのカリキュラムを組んでいます。</p> <p>・科目ごとに、小児科医、社会福祉士、助産師、看護師、公認心理師、保育士など各専門職より、講義や実習を通して学んでいます。</p>	<p>・プログラムの冒頭には、院内の分娩室でバースセラモニーを行っています。養母は分娩着に着替え分娩台に横になり、養父や助産師などのスタッフに見守られながら、赤ちゃんを初めて会います。赤ちゃんを自らの手で抱き、これから人生を一緒に歩いていくことをみんなで祝福しています。</p> <p>・宿泊して行う「育児トレーニングプログラム」は、病院の多職種が連携をして行っています。講師1名に夫婦2名と個別に実施しています。社会福祉士からは、児童福祉論や養護原理、養育論についての講義があり、公認心理師からは発達心理学の講義があります。小児科医からは小児医学を学び、看護師や助産師からは、調乳、抱っこ、沐浴、おむつ替え、ベビーマッサージなどについて講義や実習を通して学んでいます。</p>	
<p>No.38 III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えている。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の記載内容や表現は適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。</p>	a	<p>・「母子サポートルームケース記録の保管に関する規定」に基づき記録類を管理しています。</p> <p>・実親、子ども、養親に関する情報を1つのファイルに綴り整理しています。実親の申込書、エコー写真、バースプラン、特別養子縁組に係る記録、母子手帳のコピー、各承諾書、戸籍謄本、実母からの手紙などを分かりやすくまとめています。</p> <p>・当院は医療機関のため、医療面については電子カルテで共有し、母子サポートルーム内ではパソコンの共有フォルダで記録を共有できる仕組みがあります。さらに、特別養子縁組に関する記録は、電子カルテや共有フォルダとは切り離して厳重に管理することとしています。</p> <p>・記録は、SOAPの形式を取り入れています。推測ではなく事実に基づいて記入するよう指導しています。家族の人間関係の理解に役立てるため、ジェノグラムの書き方や見方についても指導しています。</p>	<p>・業務方法書の添付書類として、40種類以上の様式や規程、マニュアルを整備しています。特別養子縁組に関する記録などの各書類は多岐にわたるため、各様式にはすべて連番を振り、管理しやすくしています。</p> <p>・毎日のカンファレンス(朝礼)や毎週の個別ケース検討会、母子サポートセンターケース検討会議など、各ケースについて組織的に検討する機会を、部署内および病院全体で多数用意し、情報を共有しています。</p>	

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.39 III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。	<input type="checkbox"/> 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。	b	<p>・「母子サポートルームケース記録の保管に関する規定」に、事業廃止時には記録を熊本市に引き継ぐ旨を明記し、生みの親や養親には書面を通して説明しています。</p> <p>・記録の永続的な保管に向けて、専用のHDDを用意して、毎月1回更新しています。現在は、紙媒体、専用パソコン、HDDの3箇所 で保管していますが、全て同一部署内で保管しているため、今後さらなる保管体制の整備が必要だとしています。</p>		<p>・記録の永続的な保管体制の構築に向け、複数の方法で管理しています。しかし、全て同部署内での保管となっています。例えば、大規模災害時におけるリスクを考慮し、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)」に所属する産婦人科と協力しながら、保管場所を増やすことを検討してみてもよいと思われます。</p> <p>・永続的な保管体制に向けて、行政機関において保管・管理してほしいと考えています。</p>
	<input type="checkbox"/> 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。				
No.40 III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。	<input type="checkbox"/> 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。	a	<p>・「特別養子縁組に係る個人情報提供に関する同意書」、「実親の特別養子縁組誓約書」、「実親の情報提供の同意・希望」、「特別養子縁組養親希望者申込書」、「宣誓書」など、個人情報の保護や利用目的、外部提供に関する書類を複数作成し、各段階において丁寧に説明し、同意を得ています。</p> <p>・赤ちゃんの個人情報についても実親や養親候補者に説明し、SNSへの書き込みは厳に慎むことについても誓約を取っています。</p>	<p>・子どもの出自を知る権利を保障するため、「実親の情報提供の同意・希望」の書面を用意し実親に記入してもらいます。写真の開示や、子どもに重大な疾患があったときなどについて連絡の可否に係る希望などについて、この書類に基づいて確認しています。</p> <p>・将来的に出自を子どもに伝えられるよう、子ども用のファイルに情報をまとめています。出生届の控えや、出産時に実母と一緒に過ごしたときの写真、ネームバンド、生みの親が書いた名前のエピソードや子どもへのメッセージなども一緒に保管しています。同様の情報を、パソコンにフォルダを作って管理しています。愛されて生まれてきたことを子どもに伝えるため、生みの親にお願いをし、出自を知る権利の保障に向けて準備しています。</p>	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。				
	<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。				
	<input type="checkbox"/> 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。				
No.41 III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。	<input type="checkbox"/> 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。	b	<p>・「福田病院 特別養子縁組事業の苦情解決に関する規定」を整備しています。同規定では、苦情受付責任者や苦情受付担当者、第三者委員等を置くことを規定するとともに、苦情への対応方法、解決に向けた対応等を取り決めています。</p> <p>・ホームページに苦情・相談窓口の連絡先やメールアドレスを掲載するとともに、院内で解決できなかった場合の窓口として市の担当課の連絡先を明示しています。実親や養親希望者等向けには、パンフレットにホームページと同様の情報を掲載しています。苦情解決の仕組みについては、実親や養親希望者等に対して口頭で説明します。</p>		<p>・苦情受付先等はホームページやパンフレットに記載がありますが、実親や養親希望者等に提示する文書で、苦情解決体制や苦情解決の仕組みを示したものは見当たりません。</p>
	<input type="checkbox"/> 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.42	III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	a	<p>・ホームページにメールでの連絡ができる問い合わせフォームと、問い合わせの電話番号を掲載しています。パンフレットには、当院と「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)」の両方の電話番号とメールアドレスを記載しています。</p> <p>・年に1回開催する養親による「家族の集い」において意見交換会を実施するとともに、アンケートも実施し自由な意見を収集しています。また、子どもの誕生日等ライフイベントの時には、カードを送ったり、電話やメールで連絡を入れるなどして、日ごろから連絡しやすい雰囲気をつくっています。</p>		
	<input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。				
	<input type="checkbox"/> 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。				
	<input type="checkbox"/> アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。				
No.43	III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。	a	<p>・「福田病院 特別養子縁組事業の苦情解決に関する規定」を整備して、相談・苦情への対応はこの規定に基づき対応します。苦情に対応するため、複数名による第三者委員を設置することもこの中で定められています。</p> <p>・実親や養親希望者等の要望に応えられない場合は、その理由を丁寧に説明しています。</p>		<p>・養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくなるような言動や行動をしてはいけないことを、苦情解決規程に入れておくともよいかも知れません。</p>
	<input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。				
	<input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。				
	<input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。				
	<input type="checkbox"/> 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。				
	<input type="checkbox"/> 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくなるような言動を行っていない。				
No.44	III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	<p>・「福田病院 特別養子縁組事業の事故対応マニュアル」を整備しています。職員への周知は、このマニュアルが制定された令和2年度末に行っていますが、それ以降は行っていません。</p>		<p>・事故対応は全職員が把握しておくべき重要な内容ですので、少なくとも年に1回は周知を徹底した方が良いでしょう。新たに入職した職員などが説明を受けていない可能性もあるため、十分な対応が必要だと思われます。</p> <p>・子どもや実親、養親希望者など、あっせん業務の過程で起こり得る緊急事態を想定し、対応マニュアルを策定する必要がありますが、今のところその想定事例が不足しているように思われます。今後、さまざまな事例を集めてマニュアルを充実させていくことを期待します。</p>
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。				
	<input type="checkbox"/> 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。				